

# 油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 9

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

53.11 発行



## も く じ

I	中央審査会の動き	1
II	地方審査会委員の一部変更	6
III	アモコ・カジス号による油濁事故(翻訳)	7
IV	のり養殖業の油濁被害時における調査方式	10
V	諸調査事業の推進	11
VI	原因者不明による漁場油濁被害救済実績	15
VII	原因者判明漁場油濁事故一覧表	16



## I 中央審査会の動き

### 1 昭和53年度第3回中央審査会

昭和53年8月17日、第3回中央審査会が開催された。

今回上程された案件は漁業被害のみのもの1件、防除清掃のみのもの15件であった。

漁業被害は大分県浦江地区で発生した蓄養モジャコの被害で、初めてのケースでもあり、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。一方、防除清掃関係では15件のうちオイルボール漂着の常襲地帯である沖縄県下のものが7件であった。

審議検討の結果、次のような指摘と質疑応答が交されたあと別表(その1)のとおり認定された。

蓄養モジャコの被害については、(1)尾数の確認方法、(2)通常のへい死率、(3)通常販売時の大きさと価格等。

防除清掃関係については、(1)基金の現地確認の有無、(2)清掃作業はほとんどが人海戦術で行なわれているが基金で新しい除去技術を開発されたい。…この問題については目下、関係の専門家による委員会を設置し、検討を行なっている(別項参照)。

### 2 昭和53年度第4回中央審査会

昭和53年10月6日、第4回中央審査会が開催された。

今回上程された案件は全て防除清掃関係8件で、次のような事項について質疑応答がなされたあと別表(その2)のとおり認定された。

- (1) 網具代は新規購入価格か、償却した残存価格かのチェック
- (2) 油濁発生日より作業着手までの期間が長い理由

## 漁場油濁被害状況

〔その1〕 昭和53年度第3回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協
長崎県 厳原地区	53. 4. 16	船 舶	対島の豆酸瀬 ～阿連海岸	厳原町漁協
鹿児島県 徳之島地区	53. 5. 16	不 明	喜念、面縄、伊仙 大田布海岸	伊仙町漁協
大分県 蒲江地区	53. 5. 18	〃	蒲江漁協地先	蒲江漁協
東京都 伊豆大島地区	53. 5. 18	〃	差木地 トウシキ地先海岸	差木地漁協
沖縄県 与那城村地区	53. 5. 29	〃	宮城島池味漁港	与那城村漁協
鹿児島県 徳之島地区	53. 6. 5	船 舶	徳之島漁協地先	徳之島漁協
福島県 小浜地区	53. 6. 7	不 明	小浜、岩間海岸	小浜漁協
沖縄県 与那城村地区	53. 6. 13	〃	伊計島海岸	与那城村漁協
沖縄県 名護地区	53. 6. 25	〃	安部地先海岸	名護漁協
沖縄県 宮古島地区	53. 7. 6	〃	伊良部村	伊良部漁協
千葉県 富津地区	53. 7. 10	船 舶	下洲、大佐和 漁協地先	富津市下洲 大佐和漁協
沖縄県 宮古島地区	53. 7. 12	不 明	平良市漁協地先海岸	平良市漁協
沖縄県 知念村地区	53. 7. 13	〃	久高島東海岸	地念村漁協
沖縄県 宮古島地区	53. 7. 14	〃	池間島海岸	池間漁協
宮城県 七ヶ浜地区	53. 7. 6	〃	七ヶ浜地先海岸	松ヶ浜湊浜 菖蒲田浜漁協
三重県 志摩地区	53. 7. 17	〃	国府～志島漁協地先	国府、甲賀 志島漁協
計				
53年度累計				

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	— <sup>円</sup>	1,908,305 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	1,908,305 <sup>円</sup>	
〃	—	859,560	—	859,560	
蓄養モジャコの被害	<del>1,484,015</del> 1,466,675	—	1,484,015	—	被害魚の補填に要した捕獲経費の誤算により
防除清掃	—	800,880	—	800,880	¥7,340の認定増
〃	—	92,745	—	92,745	
〃	—	3,462,890	—	3,462,890	
〃	—	320,880	—	319,280	漁船燃油代削減
〃	—	687,450	—	687,450	
〃	—	152,400	—	152,400	
〃	—	1,194,350	—	1,194,350	
〃	—	1,553,500	—	1,553,500	
〃	—	1,822,680	—	1,822,680	
〃	—	1,481,800	—	1,481,800	
〃	—	1,941,200	—	1,941,200	
〃	—	629,480	—	629,480	
〃	—	1,164,560	—	1,164,560	
漁業被害 1件 防除清掃 15件	<del>1,484,015</del> 1,466,675	18,072,680	1,484,015	18,071,080	
漁業被害 1件 防除清掃 18件	<del>1,484,015</del> 1,466,675	21,246,219	1,484,015	21,244,619	

## 〔その２〕 昭和５３年度第４回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協
大分県 佐賀関町地区	53. 7. 22	不明	下浦港地先	佐賀関町漁協
青森県 八戸市地区	53. 8. 9	〃	鮫町白浜海岸	南浜漁協
東京都 伊豆大島地区	53. 8. 9	〃	差木地海岸	差木地漁協
鹿児島県 奄美大島地区	53. 8. 10	〃	小湊、和瀬海岸	名瀬、住用村 漁協
東京都 新島地区	53. 8. 12	〃	若郷地区 西海岸一帯	若郷漁協
広島県 広島市地区	53. 8. 17	船舶	広島市丹那船溜	丹那、大河漁協
鹿児島県 奄美大島地区	53. 8. 31	不明	小湊、崎原 海岸一帯	名瀬漁協
静岡県 伊東地区	53. 9. 10	〃	赤沢漁協地先	赤沢漁協
計				
53年度累計				

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	— <sup>円</sup>	105,850 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	105,850 <sup>円</sup>	
〃	—	127,520	—	127,520	
〃	—	1,176,020	—	1,176,020	
〃	—	1,797,140	—	1,797,140	
〃	—	231,750	—	231,750	
〃	—	565,880	—	565,880	
〃	—	411,340	—	411,340	
〃	—	15,460	—	15,460	
8 件	—	4,430,960	—	4,430,960	
漁業被害 1件 防除清掃 26件	<del>1,466,075</del>	25,677,179	1,484,015	25,675,579	

## Ⅱ 地方審査会委員の一部変更

都道府県漁場油濁被害等認定審査会（地方審査会）は昨年度20都県に設置され、既報のとおり昨年度は油濁被害のあった8都県で審査会が開催されました。その後委員の一部に次に次のとおり所属部署の人事移動等による変更がありましたので、お知らせします。

県	新			旧		
	氏名	所属役職名	氏名	所属役職名	氏名	所属役職名
三重	玉田五郎	県農林水産部水産事務局漁政課長	片桐勝己	同左	同左	同左
兵庫	田中敏雄	神戸製鋼所 環境技術本部 環境管理部部長代理	石丸洋三	同左	同左	環境管理部次長
岡山	浅岡善一	耐火物協会中国四国支部長 (品川白煉瓦KK岡山工場長)	浜本不二夫	同左 (大坂窯業耐火煉瓦株式会社 日生工場長)	同左	同左
広島	副島直義	県農政部水産課長	西本実	同左	同左	同左
	和氣員実	県環境保健部水質保全課長	吉田亮男	同左	同左	同左
	西本実	県水産試験場長	欠員			
香川	岡林敏雄	四国電力(株)香川支店長	西脇正道	同左	同左	同左
愛媛	山城正一	県農林水産部水産課長	柚山克文	同左	同左	同左
	満田春馬	県水産試験場長	山城正一	同左	同左	同左
長崎	藤田矢一郎	県水産試験場長	塩川司	同左	同左	同左



### Ⅲ アモコ・カジス号による油濁事故

昭和53年3月16日原油22万トンを満載したリベリア船籍大型タンカー、アモコ・カジス号(233,000トン)がフランス北西部ブルターニュ半島沖で座礁直後から積んでいた原油が海に流れ出し、強風と海流に流されてブルターニュ半島北岸を汚染しました。同地方には養殖カキ、海藻、エビ、カニ、ヒラメ、タイ等の沿岸魚業があり、これらへの深刻な被害が予想されます。

以下は、英国ロンドン発行のワールドフィッシャリーに掲載された記事の翻訳文です。

#### 黒い潮 ～ ブレターニュ人の見解

アモコ・カディズ号から西風によって、海岸に向けて流された最初の黒い波は、鳥が飛びかう如く沿岸150Kmを覆った。しかし多くの自然的な現象を考慮に入れるならば、500Kmにおよぶブレターニュの最良の海浜は、この“黒い潮”によって打撃を受けたと言える。

この地方の経済生活に対する影響(被害)は、北フィニステール及び北部沿岸の漁港における魚類及び甲殻類の水揚げの減少によるそれ(被害)を、はるかに越えるところにまで及んでいる。沿岸近くでは、カキ、イガイ(ムール貝)、甲殻類及び海藻類が影響を受け、さらに加えて、実際の漁場における水産資源はもちろんのこと、魚類自身も被害を受けている。

ブレターニュの北部沿岸は巨大な水産資源の貯蔵庫であり、水産資源の再開発に指導的役割をはたした人たちによって開発されて来た水産経済(業界)は、新しい魚種を導入し、早熟ケルプ(コンブの一種)の栽培の可能性を研究して、将来の新しい水産養殖の創設が進行中である。

1,000隻の漁船を有する2,000人の漁業者及びカキ養殖業者は、数世紀の歴史をもつ海産食品産業のこの地域の施設で、海藻の収穫、加工、カキの生産と採苗、その他の仕事に従事する数千人の陸上方働者に生計の場を提供して来た。未だ曾ってない、この最悪の“黒い潮”によって、この地方の経済が、どの位ひどい損害をこうむったか、正確な数字で示めすことは容易ではない。

この地方を歴訪した首相が約束した損害賠償は歓迎するが、業界が本当に知りたいのは、このような災害の再発を防ぐために何がなされたか、誰が真に責任を負うべきか、ということである。

安全の方程式は無い。

業界のメンバー及び専門家たちは、11年前のトリーキャニオン号の事件、さらに最近のオリンピック・ブレバリー号、ポーレン号及びウルキオラ号の事故があったにもか

かわらず、誰も安全性を向上させる方式を考え出してはいない様だという点で同意に達している。然しながら、フランス政府は現在、対策を発表したが、それには、新しい“航路”をさらに沖合に設定すること、ウジャント島に新しい強力なレーダーを設置すること、安全性のために介入が必要な場合には、地方行政庁に船長及び船主を拘束できる権限を与える、等が含まれている。しかし、これら全てのことは、ずっと以前になし得たことであり、なさねばならぬこと、である。

最善の防止対策といえども、嵐や衝突及び未だに少数ながら残っている戦時中の機雷に対しては無力である。海上のタンカーに対して新しい安全規則を施行することは急務であるが、何時いかなる時にも海岸に押し寄せる可能性のある、“黒い潮”に対する準備をしておくこと、オイルフェンス、ポンプ、拡散剤等の防衛機器類の全ての倉庫を動員出来るようにしておくことも、同時に重要なことである。

誰も、この地方に増え続けている国立海洋開発センター、水産研究所及び種々の試験所の科学者たちでさえも、増加しつづける被害額を本当に見積れる者は居ない。海藻（ケルプ）の採捕は通常どおり、4月15日に始したが、油が海面にただよっているか、海中中層で乳化されているか、又は海底で拡散剤によって固形化されているかのいずれかにより、海藻類が油にどのような反応を示めすかを言うことは不可能である。

乳化剤は油よりも海の生命により大きな被害を与えると信じている業界の人たちの要請によって乳化剤は使用されなかった。しかし、この措置は、このすさまじい損害に対し、たいした相異はあらわさなかったし、その相異の度合は将来になってみないと解らないであろう。

科学者たちは、損害を受けた地区が正常な状態にもどるのは、良くて数ヶ月、又は数年かゝるだろうし、最悪の場合には、この地域全体が何年にもわたって死滅した状態にいるだろうと言っている。しかし、その他の可能性としては、自然の生態系全体が変ることもあり得、その場合には、この地方の経済は、変化した状況に適応するように考えなおす必要があるとも言っている。

一方、国立海洋開発センターの所長であるルシアン・ロビエ氏の説明によると、毒性、蒸発性及び凝固性において独特の特性をもつ、アモコ・カディズ号からの油に対する海藻類及び海産物の反応の研究がどのように実施されているかと言うことである。彼はある種のイーストを用いて原油の成分を分解し食品体系の一部に変化させる可能性についてもふれている。

しかしながら、これは長い先の話であり、ブレターニユ人はこの災難と共に生きるすべを学ばねばならないし、海の自然再生力と、災害後の再生産力に対する信頼に頼らねばならない。

“黒い潮”に打撃を受けた3つの地方はプレスト、モルレ、及びペインポルで、これらの地方で海藻の国内生産の85%を占めている。もっとも重要なものは、アルギン酸製造に用いられるジャイアント・ケルブのラミナリア・ディジタタである。次に、アイルランド蘇類及び海岸に打ち上げられた大型海藻で、これらは人手によって集められ、特殊な“粉”を製造するのに用いられる。

ブレターニュ南部のカキ養殖場を荒した最近の伝染病によって全滅した天然ガキ、又はエデュリス・ガキの増殖を再開させようとしていたのも、この地区である。北部ブレターニュは、漁業者によって長年、注意深く育成（保護）されてきた重要なイセエビ生息地、魚類及カキ類の繁殖地であると共に、鮭及び鱒の主要な養殖実験場でもある。

イセエビは危険にさらされている。

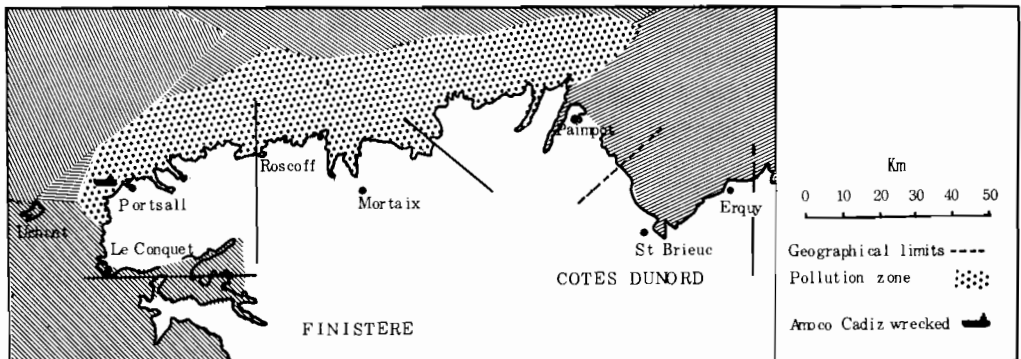
プレストの業者が10万匹のイセエビの稚子と10トンの抱卵のメスイセエビを孵化場から放流したのはポルトサル、コンケット、及びケルルーアンの水域である。それら水域は全て油膜の下になってしまった。

西風は公害をこの地方の北部に押し流したが、幸なことに、油膜はさらに東のカンカールのカキ養殖場及びサンブリュック湾の甲殻類の漁場にまでは達しなかつた。同様に、貝類及び甲殻類の人工的又は自然的集中漁場であるプレスト・ロードは被害をまぬがれた。

すべての漁業団体は、北部沿岸のカキ養殖場を出来る限り救うべく派遣された陸軍の先遣隊と共に動員された。何百トンものカキがトラックで南部の沿岸に移送され、オイルフェンスが北部沿岸の入江の湾口に設置されたが、その苦勞のわりには効果はあがらなかった。

沿岸にそっての被害は甚大であり、水面下10メートルの貝類の漁場、海藻の着床及び主要魚種の資源に対して何がおこっているかは、いまだに不明である。

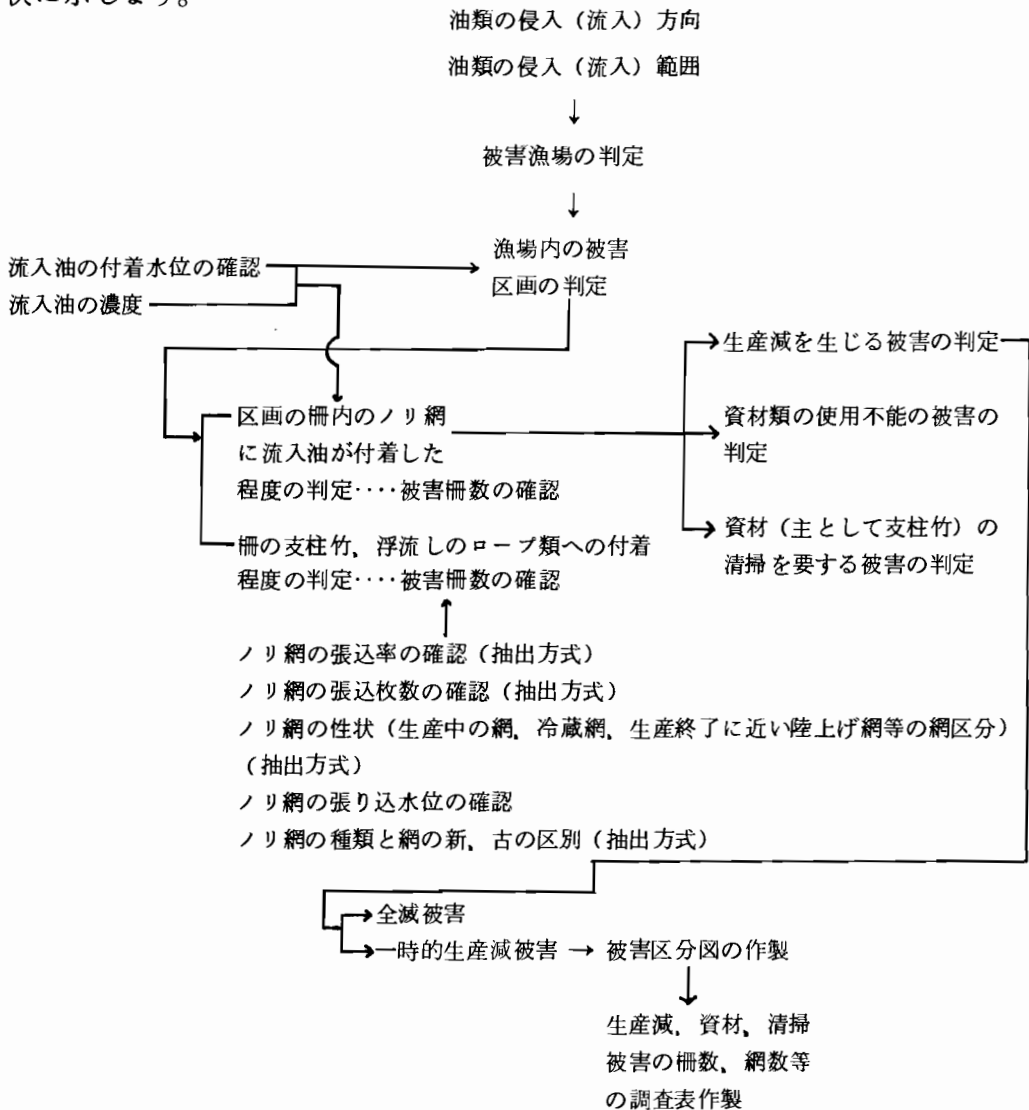
ジャン・レンニー



#### Ⅳ のり養殖業の油濁被害時における調査方式

漁場油濁被害救済基金の救済対象となった漁業被害中に占めるのり養殖業の割合は、65%と高くなっています。これらのり養殖業の被害額の算定に当り最も重要とされるものは、被害発生時における現場状況の把握です。現場の状況確認は迅速かつ厳密に行わなければなりません。

千葉県下においては多年に亘り県水産試験場を中心到的り養殖の油濁被害対策に取り組まれてきていますが、同県下でとられている調査方式を参考までに次に示します。



## V 諸調査事業の推進

漁場油濁被害救済基金では目下業務上の資とするため、次の事業を企画し鋭意推進中である。

調査の結果については、報告書を作成し関係各方面へ配布の予定である。

### A 油濁による漁業被害予備調査事業

#### 1. 目的

油濁による被害をうけることが予想される漁業について予めその実態を把握しておき、被害が発生した場合に迅速、かつ、公正な被害額の算定ができるようにすることを目的とする。

#### 2. 調査内容

##### (1) 調査対象種目

主として浅海養殖業のなかから8種類を選定する。

(たい、はまち、わかめ、こんぶ、真珠、はたて、あさり、かき)

#### 3. 調査方法

(1) 調査は、学識経験者よりなる調査委員会により行う。

(2) 委員は、学識経験者の中から理事長が委嘱する。

(3) 委員は、文献の収集整理及び現地調査を行う。

(4) 委員は、それぞれ分担した調査種目毎に調査のうえ、レポートを作成する。

(5) 委員長は、委員の互選により選出し、座長となり調査計画の樹立、調査内容の検討等を行う。

##### (6) 調査期間

昭和53年7月から約6ヶ月間

(7) 油濁基金の役職員は、委員の調査に随時参画・補佐する。

(8) 調査委員会の事務は、油濁基金の事務局にて行う。

委 員 名 簿

氏 名	所 属
秋 谷 重 男	埼玉大学経済短期大学部教授
浦 城 晋 一	三重大学農学部教授
大 津 昭一郎	高崎経済大学教授
鳶 川 正 義	佐賀大学経済学部助教授
八 木 庸 夫	鹿児島大学水産学部教授
清 水 光 夫	海洋問題研究者
鈴 木 旭	北海道大学水産学部助教授
中 井 昭	東京水産大学教授
二野瓶 徳 夫	国会図書館調査立法考査局主幹

順不同・敬称略

B 付着油除去技術開発検討事業

1. 目 的

海岸に油が打寄せ岩礁に付着した場合等の油の除去は頗る困難で、目下のところ多くは人力により行われているが、不十分な除去結果となる場合が多い。

従って、これを機械力応用によって行うことにより迅速、かつ、十分な効果をあげ資源の再生産ができるようその技術開発につき検討する。

2. 検討事項

次に掲げる油の除去技術

- (1) 岩礁地帯の付着油
- (2) 砂浜、砂利浜の漂着油
- (3) 浮游小油塊
- (4) その他人工構築物

## 3. 検討方法

- (1) 検討は、学識経験者、油濁清掃関係専門家からなる検討委員会により行う。
- (2) 委員は、理事長が委嘱する。
- (3) 委員は、検討事項につき、調査・検討し意見を提供する。
- (4) 委員長は、委員の互選により選出し、座長となり、意見をとりまとめる。
- (5) 調査期間  
昭和53年度から約3ケ年
- (6) 油濁基金の役職員は、委員の調査に随時参画補佐する。
- (7) 委員会の事務は、油濁基金の事務局にて行う。

## 委 員 名 簿

氏 名	所 属
堀 口 孝 男	都立大学工学部教授
大久保 勝 夫	水産庁東海区水研主任研究官
西 尾 建	全漁連公害対策室長
松 本 謙	東亜燃料工業(株)環境安全室長
望 月 峯 数	日栄工業(株)取締役
徳 田 広	東大農学部水産学科
仲 村 正二郎	東京都水産試験場研究部長

順不同・敬称略

## C オイルボール等漂着状況実態調査事業

## 1. 調査の目的

海上保安庁が毎年「廃油ボール汚染の実態について」観測調査を実施している全国27定点地区及びその他汚染の恐れのある地域における漂着オイルボール等の実態を調査し、その結果をとりまとめるとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出

し漁業被害発生の恐れがあるものについては必要な防除・清掃事業を行い、もって、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図るものとする。

## 2. 調査の要領

### (1) 調査の委託

漁場油濁被害救済基金（以下「基金」という。）は、オイルボール等漂着状況の調査に関し、県（都道府）漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）と別添様式第2号の委託契約を結び次の事務を委託する。

ア．オイルボール等漂着状況の現地調査

イ．オイルボール等漂着状況調査表（以下「調査表」という。様式第1号）の作成

### (2) 調査の対象地区及び期間

ア．調査対象地区

(ア) 海上保安庁発表の全国27定点地区（別紙参照）

(イ) (ア)以外のオイルボール等漂着予想地区

イ．調査対象期間

自昭和53年1月 至昭和53年12月

### (3) 調査の実施

ア．基金は、県漁連に対し調査表様式を送付する。

イ．県漁連は、調査の計画をたてた時は、直ちに基金へ調査実施計画書（様式第3号）を送付する。

ウ．県漁連は、関係漁協等を通じ現地の状況を調査し、調査表を作成のうえ、基金へ送付する。

エ．基金職員等は、必要に応じ、ウの現地調査の実施について補佐・助言を行う。

オ．県漁連は、調査の結果、漂着オイルボール等の防除・清掃事業を行う必要ありと認めたときは、直ちにその旨を基金へ連絡する。

### (4) 調査表の送付期限 昭和54年1月末日

### (5) 事務経費

基金は、県漁連に対し調査の委託に関し要した経費について所要額を支払うものとする。



## VI 原因者不明による漁場油濁被害救済実績

( 昭和50年度～昭和53年11月末現在 )

年度	漁業被害		防除清掃		合計認定交付額		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
50	8件	143,154,553	23件	45,813,258	25件	188,967,811	6件重複
51	15	172,689,608	65	90,854,244	67	263,543,852	13 "
52	14	73,550,638	65	85,425,984	69	158,976,622	10 "
53	1	1,484,015	26	25,675,579	27	27,159,594	53.11月末現在

## Ⅶ 原因者判明漁場油濁事故一覧表

№	船名	事故発生年月日	事故発生場所	被害原因・内容	船籍	船種	PI
1	バンクーバー ホーレエスト	46. 4	岩手県宮古湾	荷役中の流出	英 国	貨物船	不明
2	オーシャンプリマ ナニワダネーン	46. 7	紀伊水道	衝突沈没による流出	リベリア インドネシア	貨物船 貨物船	
3	富士興産原油 基地	46.11	〃	積込み中の作業ミス			
4	ジュリアナ	46.11	新潟市沖	座礁による流出	リベリア	タンカー	○
5	オリエンタルパール 東 海 丸	46.11	伊良湖水道	衝突による流出	リベリア 日 本	貨客船 貨物船	○ ○
6	オリエンタル スカイ汽船	46.12	今治市鳥島沖	座礁による流出	リベリア	汽 船	○
7	ウエーザリー	47. 4	富山市沖	揚油中のタンカーの ミスによる流出	リベリア	タンカー	○
8	グランドフエア コ ラ テ イ ア	47. 7	伊勢湾	衝突沈没による流出	リベリア オランダ	貨物船 タンカー	○ ○
9	ウエストミン スターブリッジ	47.11	和歌山、下津海岸	シーバースへ衝突に よる流出	英 国	鋼石運搬船	○
10	クリスタルコブス	48. 1	水島沖	航行のミスによる流出	パ ナ マ	タンカー	○
11	メ リ ア ン 号 日 聖 丸	48. 5	伊良湖水道	追突、沈没による流出	西 独 日 本	貨物船 タンカー	○
12	フ リ ー ジ ア	48. 5	和歌山、白浜海岸	船舶のタンクから流出	パ ナ マ	貨物船	○
13	神 興 丸	48. 6	愛媛、宇和海	座礁による流出	日 本	タンカー	○
14	泰 盛 丸	49. 3.15	静岡県下田沖	座礁沈没	日 本	貨物船	○
15	ドナ・パンタ号	50. 2.22	宮城県女川町江島	座礁沈没による流出	フィリピン	貨物船	○
16	ア デ リ ナ 号	50. 4. 6	福島県小名浜港	座礁による流出	パ ナ マ	貨物船	○
17	第15大 金 手 丸 寿 丸	50. 4.15	〃	衝突による流出	日 本 韓 国	タンカー 貨物船	○ ○
18	寿 宝 丸	50. 6. 5	静岡県下田沖	座礁沈没	日 本	貨物船	○
19	第38い ずみ丸 シンサー NO5	51. 3.26	岩手県重茂	衝突座礁による流出	日 本 リベリア	LPGタンカー 貨物船	○ ○
20	功 運 丸 第 1 泰 日 丸	51. 4.21	香川県小豆島	衝突	日 本 日 本	貨物船 貨物船	○ ○
21	ゴールデン リーダー号	51. 4.29	長崎県五島小値賀	座礁沈没	パ ナ マ	貨物船	○
22	隆 洋 丸	51. 6. 8	長崎県崎戸町江島	油の不法投棄	日 本	タンカー	

(昭和46年4月以降)

注 (ギ) 漁業被害費  
(セ) 清掃防除費  
全漁連資料

流出廃棄物	交渉方法	弁護士	相手方船主の 海 事 鑑 定	総トン数	推定制限額	要 求	妥 結
重 油	話し合い	-	インターナショナル インスペクション			1,360,000	600,000
コ プ ラ	"	○	- -	9,107 1,576		18,870,000	5,500,000
	"	-	コ ー ン ズ			228,960,000	66,420,000
原油6,500T	"	○		11,684		392,740,000	200,000,000
燃料重油 -	"	○	コ ー ン ズ イ ン テ コ			7,280,000	6,000,000
燃料C重油	"	-	イ ン テ コ			67,140,000	41,180,000
原 油	"	-	-			890,000	760,000
C 重 油	"		ドッドウエル	7,079 12,153		断 念 25,200,000	能力なし 15,400,000
原油流出	"	-	イ ン テ コ				
マイナス原油	"	○	日 本 海 事 コ ー ン ズ			106,350,000	79,540,000
C重油(燃料 油、積載油)	"	○	コ ー ン ズ イ ン テ コ	11,391 791		280,000,000 30,000,000	160,000,000 29,000,000
C 重 油	"	-	コ ー ン ズ			2,550,000	1,580,000
原 油 (積載油)	"	○	イ ン テ コ コ ー ン ズ	1,995		160,000,000	120,000,000
-	"	○	日 本 海 事	499		No 18寿宝丸と 255,915,104	合せて交渉した 11,000,000
C 重 油	"	○	イ ン テ コ	2,704		88,058,140	70,390,087
C 重 油	"	○	イ ン テ コ 日 本 海 事	8,397		} 536,566,465	270,000,000
C 重 油 C 重 油	"	○	マイ 日 本 海 事 ン プ テ ス コ ー ン ズ	999 15,052			
-	"	○	日 本 海 事	499		No 14 泰成丸と 255,915,104	合せて交渉した 11,000,000
C 重 油 -	"	○	マ ッ プ ス 日 本 海 事	996 17,296		161,195,028	69,000,000
				452		26,604,500	22,500,000
スラッジ	"	○	ホームリンガー	9,059		44,444,738.3	11,200,000
原油約190T を含む洗浄水 3,000トン	"	○	マ ッ プ ス	117,600		76,862,198	42,000,000

№	船名	事故発生年月日	事故発生場所	被害原因・内容	船籍	船種	PI保険
23	神祐丸	51. 6.11	青森県尻屋崎	座礁による油流出	日本	タンカー	○
24	ベル・アベト号	51. 7.29	長崎県佐世保港	沈没による油流出	パナマ	貨物船	-
25	HONLT・TAO 幸陽丸	51. 8. 7	香川県地蔵崎	沈没による油流出	パナマ 日本	貨物船 砂利船	○
26	J I C S 号	51. 9.12	鹿児島県伊唐島	座礁による油流出	パナマ	貨物船	○
27	第15山陽丸	51. 9.29	三重県布施田水道	座礁による沈没	日本	〃	○
28	キナバル・セベラス	51.10.29	秋田県江川漁協	積荷(木材)の流出	リベリア	〃	○
29	レイクランド	51.10.29	〃	定置網損壊	パナマ	〃	○
30	ふじあす丸	52. 3.25	和歌山市加太友ヶ島 南約1.4Km	沈没	日本	〃	○
31	アストロ・レオ号 幾春丸	52. 4. 7	愛媛県釣島水道	衝突による油流出	パナマ 日本	タンカー 貨物船	○ ○
32	あまりりす号 初富士丸	52. 4.15	愛媛県伊予灘	〃	日本 日本	タグボート 貨物船	○ ○
33	ミューズベル号	52. 5.15	長崎県杵岐若宮島沖 1.3Km	座礁による油流出	パナマ	貨物船	○
34	第5蛭子丸	52. 5.16	福岡市西浦沖	定置網損壊	日本	タンカー	
35	第2水伸丸 オーシャンハピネス	52. 6.11	愛媛県釣島水道	衝突	日本 リベリア	LPGタンカー 貨物船	
36	天孝丸 第24阪丸	52. 6.22	〃	衝突による油流出	日本 日本	〃 フェリー	○ ○
37	松晴丸 TOUGGOURT	52. 6.27	岩手県普代村	衝突により養殖施設 損壊	日本 アルジェリア	タンカー	○
38	モゼス・エボニ号 ズイダ・シー号	52. 6.29	関門海峡	衝突沈没による油流出	インドネシア パナマ	貨物船 〃	○ ○
39	第7栄福丸 アソマトス号	52. 7. 2	東京湾剣崎灯台 北東3Km	衝突による油流出	日本 ギリシア	〃 〃	○ ○
40	高共丸 第2ステンレス丸	52. 7. 5	岩手県下閉伊郡山田	衝突沈没による油流出	日本 日本	〃 タンカー	
41	ガヤ・ドア	52. 8.23	鹿児島県東串良地先	小型定置網損壊	マレーシア	貨物船	○
42	白鳥丸	52. 9.15	静岡県南伊豆町妻良	座礁沈没による砂利 の流出	日本	〃	○
43	第2豊藤丸 永徳丸	52. 9.27	和歌山県沖ノ島	衝突による油流出	日本 日本	タンカー 貨物船	○ ○
44	アルサビヤ号	52.10.20	高知県室戸岬 南方約40Km	船体損傷による 燃料油の流出	クエート	タンカー	○
45	第3松島丸	52.11. 2	高知県室戸岬 南方約50Km	爆発炎上	日本	〃	○
46	伊那丸	52.11. 2	福岡県糸島郡 志摩町野北沖	座礁沈没	日本	貨物船	○

流出廃棄物	交渉方法	弁護士	相手方船主の 海事鑑定	総トン数	推定制限額	要 求	妥 結
A 重油 約80Kℓ	話し合い		マ ッ プ ス	802		11,922,073	7,017,160
A 重油	"	○	-	12,006	221,000,000	36,532,749 33,113,158(特) 3,419,591(特)	8,500,000
A 重油 -	"	○	マ ッ プ ス	1,992 199	37,000,000 7,000,000	40,414,000 25,179,000(特) 15,235,000(特)	
C 重油	"	○	ホームリンガー	2,555	52,000,000	236,305,122 136,759,018(特) 99,546,104(特)	122,105,120 52,105,120(特) 70,000,000(特)
-	"		マ ッ プ ス	498	9,000,000	36,803,091(特)	10,000,000
木 材	"	○	"	4,631	85,000,000	447,911,248(特)	107,394,831 23,308,455,646(木材)
-	"	○	"	1,357	25,000,000	27,255,549(特)	9,270,000
-	"	○	"	361	7,000,000	10,000,000	7,000,000
原 油	"		"	46,384	1,707,000,000	674,000,000	105,000,000
-	"		"	2,700	50,000,000	65,600,000(特) 18,000,000(特)	89,295,000(特) 15,705,000(特)
A 重油	"		"	1,811	33,000,000	約13,000,000	不 明
-	"		"	5,130	94,000,000	12,200,000(特) 800,000(特)	
重 油	"	○	ホームリンガー	5,956	110,000,000	220,124,784	80,000,000 73,000,000(特) 7,000,000(特)
-	"	-	イ ン テ コ	199.45	7,000,000	18,056,999	6,900,000
-	-	-	-	603	11,000,000	漁業被害なし	-
C 重油	話し合い		マ ッ プ ス	13,508	249,000,000		68,000,000
-	"		"	6936	128,000,000		
-	"		N K K	492.64	90,000,000	11,166,260 10,704,960(特)	6,000,000
-	"		"	3,000	55,000,000	461,300(特)	
A・C重油	"		ホームリンガー	3,992	73,000,000		2,262,965
-	"		マ ッ プ ス	8,638	159,000,000		
C 重油	"	○	マ ッ プ ス	498	90,000,000	174,942,242 14,242,653(特)	61,800,000(特)
重 油	-		イ ン テ コ	8,900	164,000,000	32,515,589(特)	20,800,000(特)
-	-			499	90,000,000	漁業被害なし	-
-	-			497	90,000,000		
-	話し合い		ホームリンガー	4,346	80,000,000	16,380,000	11,039,122
砂 利	"	○	N K K	499	9,300,000	15,000,000	9287,860
C 重油	"		マ ッ プ ス	422	16,000,000		60,200,000
-	"			199	6,000,000		
C 重油		○	コ ー ン ズ	35,752	1,316,000,000	564,541,560 315,171,006(特) 249,370,554(特)	180,000,000
-			マ ッ プ ス	771.60	283,900,000	漁業被害なし	-
燃料油 積荷(石炭)	話し合い		マ ッ プ ス	1,702	31,000,000	調査中	

No.	船名	事故発生年月日	事故発生場所	被害原因・内容	船籍	船種	PI保険
47	第一三笠丸	53. 2. 3	大島波浮港沖	漁船3隻曳航中座礁油流出	日本	タグボート	○
48	オージ・グローリア	53. 2.16	名古屋港	給油中、バルブ操作ミスによる300ℓ重油流出	リベリア	貨物船	○
49	恵山丸	53. 4. 3	釜石市尾崎	座礁沈没	日本	貨物船	○
50	マイテイ・トレーダー号	53. 6.13	高知県桂浜灯台沖	✓ 廃油投棄	リベリア	タンカー	○
51	グローバル・プロデューサー号	53. 8. 2	高知県宿毛湾	ハマチ養殖施設損壊	パナマ	ケミカル・タンカー	○
52	アリスタコス号	53. 8. 5	愛知県伊良湖水道	シラス船曳網損壊	ギリシャ	貨物船	○
53	隆洋丸	53.11. 8	三重県四日市港沖	原油荷揚げ中の流出事故	日本	タンカー	



流出廃棄物	交渉方法	弁護士	相手方船主の 海事鑑定	総トン数	推定制限額	要求額	妥 結
船 体	話し合い		コーンズ マップス	192.97	7,000,000		6,500,000 (船骸撤去費用)
燃 料 油	〃		コーンズ	32,871	600,000,000		53. 11. 1 39,700,000
燃料油A B 重油各20kl			マップス	432	790,000	被害なし	
スラッジ スロップオイル		○	コーンズ	33,344	1,200,000,000		
—			マップス	993	18,000,000		
—			マップス	10,008	180,000,000		
原 油				117,609			

## 油濁から守ろう豊かな海の幸

相手のわからない油濁発生！  
すばやい対応！

海上保安部、漁連へ通報を  
救済申請は、油濁基金へ